

○糸満市地域介護・福祉空間整備事業補助金交付要綱

平成27年12月28日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この告示は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知別紙）」（以下「実施要綱」という。）に基づき、防災・減災等事業支援特例交付金の対象事業を行う者に対し、予算の範囲内で糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、糸満市補助金等交付規則（昭和54年糸満市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）並びにその補助事業における区分、基準額及び対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表に掲げる補助事業を実施する事業者とする。

(補助金の交付額の算定方法等)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める対象経費の実支出額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設整備事業として適当とは認められない費用

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付が決定した者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合には、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告すること。なお、補助

金の交付決定の通知を受けた対象事業者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が終了する日、又は補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

（変更の承認等）

第9条 市長は、前条第1号による申請を承認したときは、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、補助事業着手報告書（様式第9号）により事業に着手した日から10日以内に、補助事業進捗状況について補助事業進捗状況報告書（様式第10号）により12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告

しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から10日以内に補助事業完了届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了の日から14日以内又は会計年度末のいずれか早い日までに、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績調書（様式第13号）
- (2) 補助金精算額調書（様式第14号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定したときは、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（糸満市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱の廃止）

2 糸満市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱（平成18年糸満市告示第71号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月28日告示第36—2号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日告示第123号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準 単価	3 単位	4 対象経費
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業			防災・減災等事業整備計画
スプリンクラー設備（地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等）			に基づく事業の施設の整備
1,000㎡未満の場合（介護医療院は3,000㎡未満）	9,710円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合（介護医療院は3,000㎡未満）	9,710円の範囲内で市長が認めた額／1㎡と2,440千円の範囲内で市長が認めた額との合計額	対象施設ごと	工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	いい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で市長が認めた額		
（地域密着型施設等） ア 小規模ケアハウス イ 都市型軽費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム エ 小規模多機能型居宅介護事業所			

<p>オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 カ 生活支援ハウス等（※2） キ 介護医療院（※1）</p> <p>※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は対象外。 ※2 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村长が特に必要と認めた施設を含む。</p>	<p>相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
<p>認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業</p>		
<p>（地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模ケアハウス 	<p>15,400千円の範囲内で市長が認めた額</p>	<p>施設数</p>
<p>（地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 	<p>7,730千円の範囲内で市長が認めた額</p>	
<p>高齢者施設等の給水設備整備事業</p>		

<p>(地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 	<p>市長が認めた額</p>	<p>施設数</p>
<p>高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業</p>		
<p>(地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム 	<p>市長が認めた額</p>	<p>施設数</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 			
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業			
(地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等) <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	施設延べ床面積(都道府県が必要と認めた面積)×4千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	

・生活支援ハウス			
----------	--	--	--

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

糸満市長 宛

申請者 所在地
法人名
代表者職・氏名

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業事前協議書

年度糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金に係る事業計画について、関係書類を添えて協議します。

1 補助金所要額 円

関係書類

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第6条、第8条関係）

補助金所要額調書

(円)

区分	総事業費 A	寄付金その他 の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費支 出予定額 D	補助 基準 額 E	選 定 額 F	補助金 所要額 G	備 考
合 計								

- 1 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入してください。
- 2 G欄には、F欄の金額を記入してください。

様式第3号（第5条、第6条、第8条関係）

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

(2) 施設の種類 _____

(3) 事業の目的及び効果 _____

(4) 事業主体及び経営主体 _____

(5) 利用定員 _____

2 事業計画

(1) 施設の整備

① 敷地面積 敷地面積 _____ m²

② 建物・敷地の所有関係（自己所有・借地（家））

→借地（家）の場合の使用期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

③ 施設整備の区分（創設、増築等の別）

④ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

⑤ 建物の構造 _____ 造 _____ 建

⑥ 施設整備費 _____ 円（経費内訳のAの額を記入）

[経費内訳]

内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計				円	

(裏)

(2) 財源内訳

ア 市補助金	_____	円
イ 事業主体負担金	_____	円
ウ その他 ()	_____	円
エ 合計	_____	円

3 履行期間

(1) 着手予定年月日 _____ 年 月 日

(2) 完了予定年月日 _____ 年 月 日

4 介護サービス等提供計画

(1) 介護サービス等開始予定年月日 _____ 年 月 日

[添付書類]

- ・ 位置図、配置図、平面図等
- ・ 各室の面積表
- ・ 建物、敷地の関係書類（登記簿、賃貸契約書案等）
- ・ 見積書および工事費目別内訳書
- ・ 建物内外主要部分写真（工事着工前）
- ・ 工事工程表
- ・ その他参考書類

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

糸満市長 宛

申請者 所在地
法人名
代表者職・氏名

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付申請書

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額	円
補助事業の名称	
施設類型	
関係書類	(1) 補助金所要額調書（様式第2号） (2) 事業計画書（様式第3号） (3) 補助事業に係る見積書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

糸満市長 印

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金の交付について、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額	円
交付の条件	糸満市地域介護・福祉空間整備事業補助金交付要綱第8条に規定するとおり

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住 所
法 人 名
代表者名

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、糸満市地域介護・福祉空間整備事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更、中止 又は廃止の理由	
変更内容	
補助金交付決定額	円
補助金増加・減少 申請額	円
変更後の 補助金申請額	円

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

糸満市長 宛

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、次のとおり報告します。

1 施設の種類及び名称

2 事業実績報告書（様式第13号）による精算額

_____円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要補助金返還相当額）

_____円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長 印

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました糸満市地域介護・福祉空間整備事業の（変更・中止・廃止）について、糸満市地域介護・福祉空間整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

承認内容	
変更前の 補助金交付決定額	円
補助金増加・減少 決定額	円
変更後の 補助金決定額	円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

糸満市長 宛

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

補助事業着手報告書

下記のとおり補助事業に着手しましたので報告します。

記

補助事業名	
工事名等	
施設種別	
建物の構造及び面積	構造 _____ 造 建築面積 _____ m ² 、延べ面積 _____ m ²
経費内訳	建築費 _____ 円 冷暖房設備工事費 _____ 円 消火設備工事費 _____ 円 _____ 円 計 _____ 円
契約年月日	年 月 日
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

※工事等の工程表を添付すること。

糸満市長 宛

(補助事業者)
所在地
法人名
代表者職・氏名

補助事業進捗状況報告書

補助事業名

施設名 (施設種別)	設置主体	新設・ 増築等 の別	補助額 (A) 円	年12月末 までの 出来高 (B) %	年3月末 までの 出来高 (C) %	繰越見込高 100 - (C) (D) %	繰越見込額 (A) × (D) (E) 円	備考
								完了予定年月日 年月日 繰越理由

<記入上の注意>

- 1 補助事業の別がわかるようにし、それぞれの事業において交付決定ごとに記入すること。
- 2 報告時点での事業の進捗状況が判る写真を添付すること。なお、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業において、補助事業着手報告書(様式第9号)に提出した完了予定年月どおりの進捗状況である場合は、写真の添付は不要とする。
- 3 補助事業着手報告書提出時に添付した工程表に、報告時点での実績と今後の進捗見込みを朱書き修正したものを添付すること。
- 4 翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を記入すること (出来るだけ具体的に記入すること。)
- 5 補助額 (A) 欄には、「基準額」と「対象経費の実支出額 (千円未満切り捨て)」を比較して少ない方の額を記入すること。

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

糸満市長 宛

(補助事業者)

所在地

法人名

代表者職・氏名

補助事業完了届

下記のとおり補助事業が完了したので届け出ます。

記

1 補助事業名

2 工事名等

3 施設種別

4 施設所在地

5 請負金額

円

6 契約年月日

年 月 日

7 履行期間

年 月 日 から 年 月 日

8 完了年月日

年 月 日

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

糸満市長 宛

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 円

2 関係書類

- (1) 事業実績調書（様式第13号）
- (2) 補助金精算額調書（様式第14号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第11条関係）

事業実績調査書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 名称 _____
 所在地 _____
- (2) 施設の種類 _____
- (3) 事業の目的及び効果 _____
- (4) 事業主体及び経営主体 _____
- (5) 入所（利用）定員 _____

2 事業計画

- (1) 施設の整備
- ① 敷地面積 敷地面積 _____ m²
- ② 建物・敷地の所有関係（自己所有・借地（家））
 →借地（家）の場合の使用期限 _____ 年 月 日まで
- ③ 施設整備の区分（創設、増築等の別）
- ④ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²
- ⑤ 建物の構造 _____ 造 _____ 建
- ⑥ 施設整備費 _____ 円（経費内訳のAの額を記入）

[経費内訳]

内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計				A 円	

（注）工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等を添付すること。

(2) 財源内訳

ア 市補助金	_____	円
イ 事業主体負担金	_____	円
ウ その他 ()	_____	円
エ 合計	_____	円

3 履行期間

(1) 着手年月日 _____ 年 月 日

(2) 完了年月日 _____ 年 月 日

4 介護サービス等提供計画

(1) 介護サービス等開始予定年月日 _____ 年 月 日

[添付書類]

- ・ 請負の場合は、工事請負契約書の写
- ・ 工事完了を確認するに足りる検査済証の写
- ・ 各室ごとに室名及び面積をあきらかにした表
- ・ 建物配置図、建物平面図（建物面積を明記したもの）及び建物立面図
- ・ 見積書および工事費目別内訳書
- ・ 建物内外主要部分の写真
- ・ 出来高設計書

様式第14号(第11条関係)

補助金精算額調書

(円)

区分	総事業費 A	寄付金その他 の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	補助 基準額 E	補助金 選定額 F	補助金 所要額 G	補助金 交付決定額 H	補助金 受入済額 I	差引額△ 不足額 J
合計										

- 1 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入してください。
- 2 G欄には、F欄の金額を記入してください。

様式第15号（第12条関係）

年 月 日

様

糸満市長

印

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、
年 月 日付けの事業実績報告に基づき当該事業に係る補助金の額を
次のとおり確定したので通知します。

1 補助金交付確定額 円

様式第16号（第13条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住 所
法 人 名
代表者名

糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けました
糸満市地域介護・福祉空間整備等事業補助金について、糸満市地域介護・福祉
空間整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

請求金額		円
振込金融機関	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条、第 6 条、第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条、第 6 条、第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 4 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 5 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 6 号 (第 1 3 条関係)